

「災害共済給付制度」のお知らせ

八王子市教育委員会

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、児童、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

※本制度の加入に必要な掛金は市で全額負担しています。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的給付制度なので、次のような特色を持っています。

- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による O157 などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒等の**負傷**【骨折、打撲、やけどなど】、**疾病**【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する**医療費、障害又は死亡**が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付額の範囲
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの診療に要する費用の額の 4/10（そのうち
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	1/10 の分は、診療に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用の額」の 1/10 を加算した額 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分される	障害見舞金 4,000 万円～88 万円[通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円[通学中の場合 1,500 万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円[通学中の場合 1,500 万円]
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円[通学中の場合も同額]

※1 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。

※2 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

※3 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります。）。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※4 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のもの（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの）をいいます。

- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等（例えば児童福祉法の育成医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒等に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ※8 関節用装具、コルセット、サポーター等の治療用装具は、治療上必要であることを医師が認め、その傷病の治療中に医師の指示に基づいて装着したものが支給対象になりますが、一時的なレンタル等は支給対象になりません。また、医療保険の対象とならないものもあります。

給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、

- ①「災害報告書」……学校で作成します。
- ②「医療等の状況」……治療を受けた病院等で記入していただきます(用紙を持参してその場で書いていただくわけにはいかない場合もありますので、記入を受けるときは医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。「医療等の状況」の証明には医療機関によっては文書料がかかる場合があります。)
- ③「同意書」……手続き及び個人情報の扱いに関する同意書です。必ず保護者の方が記入してください。
- ④学校では、上記書類①及び②を、教育委員会を經由して独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出し、③は教育委員会へ提出します。
- ⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、審査のうえ、給付金額を決定し、教育委員会及び学校を通じて保護者の皆様へお支払いします。

このように、請求手続は、学校が行いますので、お子様が「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。また、給付金は振興センターにおける書類の審査等終了後にお支払いしますので、**書類を学校に提出してから支給されるまで約3か月程度かかります。**

ご注意

学校の管理下での災害には、**子医療証・親医療証は使用しないでください。使用した場合は、センターへ申請する前に診療点数等の確認を行うため、通常の申請よりも2か月以上給付が遅れる場合があります。**また、給付金の支給後に**子・親医療証の助成額分については、市へ返還していただくこととなりますのであらかじめご承知おき願います。**

※医療機関等への支払総額が1,500円未満など、災害共済給付制度の対象とならないときは医療証の助成が受けられる場合があります。(領収書の原本が必要)子・親医療証については、八王子市子ども家庭部子育て支援課 TEL042-620-7368(直通)へお問合せください。

※全額自己負担となる費用(保険適用外費用)

- ・選定療養費：近隣の診療所が休診等、やむを得ず、病床数が200床以上の医療機関を受診する場合において、緊急性の低い場合や他の医療機関からの紹介状が無い場合は、選定療養費(初診時7,700円以上)がかかります。
- ・文書料：医療機関が証明する「医療等の状況」等の文書について、(独)日本スポーツ振興センターから全国の医療機関へ文書料がかからないよう協力依頼されていますが、法律等で無料と定められているものでないため、文書料がかかる場合があります。

問合せ先……八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課 保健担当

Tel 620-7330 Fax 627-8811

※参考

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業部 東京給付課
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階
TEL03-5410-9163 ホームページアドレス <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

令和8年1月作成